

「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」の設置について

2020年11月27日

社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ

1. 設置の趣旨

「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」（以下「本ワーキング・グループ」という。）では、信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行及び投資家のすそ野拡大に向けた環境整備を図るため、社債権者保護の効率的な実務上の仕組みである「社債権者補佐人」制度を創設し、2016年8月、「社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約について」を取りまとめ公表した。

他方、2019年12月に改正された会社法において、社債の管理を自ら行う社債権者の負担を軽減するため、社債権者による社債の管理の補助を行う制度として「社債管理補助者制度」が規定され、2021年3月より施行予定である。

これに伴い、「社債管理補助者制度」が市場関係者において円滑に利用されるよう、社債権者補佐人制度に係る社債要項及び業務委託契約等を踏まえ、「社債管理補助者制度」に関する社債要項及び業務委託契約書の規定の在り方等について検討を行うため、本ワーキング・グループの下部機関として「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」（以下「本検討部会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 社債管理補助者に関する社債要項及び業務委託契約書の雛形
- (2) その他、社債管理補助者制度に関する事項

3. 構成

- (1) 本検討部会は、市場関係者及び有識者10名程度をもって構成する。
- (2) 本検討部会の主査及び委員は、本ワーキング・グループ主査が選任する。
- (3) 本検討部会は、オブザーバーを置くことができる。
- (4) 本検討部会は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

4. 運営

本検討部会は、その検討状況について、適宜、本ワーキング・グループに報告を行う。

5. 事務の所管

本検討部会の庶務は、日本証券業協会 自主規制本部 公社債・金融商品部が担当する。

以上